

富士川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「富士川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、富士川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙1に掲げる委員で構成する。

なお、協議会への参加は代理による出席を妨げない。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、構成員の同意を得て、別紙1に掲げる委員以外の者(学識経験者等)に対し、協議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求める事ができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 富士川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

4 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第9条 本規約は、令和2年9月9日から施行する。

富士川流域治水協議会 構成

北杜市長
韮崎市長
甲斐市長
南アルプス市長
昭和町長
中央市長
市川三郷町長
富士川町長
甲州市長
山梨市長
笛吹市長
甲府市長
身延町長
早川町長
南部町長
富士宮市長
富士市長
静岡市長

山梨県 県土整備部 治水課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局長

関東地方整備局 甲府河川国道事務所長